



高松市告示第327号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する第6条第2項の規定に基づき公示します。

令和8年5月28日

高松市長 大西 秀人

1 形質変更時要届出区域

高松市一宮町字兵宅531番1の一部の区域

2 指定の年月日

令和8年5月28日

3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物